

第 1 回・第 2 回会議にかかる議事の概要

第 1 回会議 要旨

(1) 平成 25 年度事業再評価の進め方等について

◆事務局より平成 25 年度 事業再評価の進め方等について、資料に沿った説明を行った。

資料 2-1 事業再評価の方法について(評価の視点と評価分類の整理)(案)

資料 2-2 継続事業における『評価の視点(2. 事業の実現見通し)』を踏まえた評価の方針(案)

資料 2-3 平成 25 年度 大阪市建設事業評価(事業再評価)に係る有識者の意見のとりまとめ
様式(案)

※説明の後、内容について了承された。

(2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

◆建設局より街路事業 13 事業・道路事業 1 事業について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

◇全般

(松島委員) 評価 A と評価 B で今後の対応に具体的な違いはあるのか。

(建設局) 予算編成時の考え方に大きく差がある。評価 A の事業については、社会資本整備の交付金及び局予算の配分において優先的に必要な額を確保する。評価 B の事業については、評価 A や立体交差事業などの予算を確保した後で残された予算を配分し、その予算にあわせて事業を調整しながら進めていくこととなる。

(松島委員) 予算の確保ののちの事業実施において、異なる点はあるのか

(建設局) 評価 A の事業については、事業効果の早期発現を目指し、完成年度を公表して整備を進めていくという点が一番の違い。

(角野委員) 用地取得後長期間未着工のままの場合、市民に与える印象も良くない。

少なくとも、用地取得した部分について、工事可能な部分は実施する姿勢が必要。

C 評価の事業については、買取申出への対応を優先するとの説明だが、用地取得した部分の工事实施の適否についての評価判断はどうなっているか。

(建設局) 用地取得が虫食いの状態では施工はできないが、交差点から交差点までの区間で用地が取得出来るなど環境が整った段階で工事を進めている。

(角野委員) ある程度まとまって用地取得できれば、C であっても工事の実施を検討するという事か。

(建設局) 一定の規模の確保は前提になる。

(塚口座長) 都市計画道路の進捗率 79%というのは、都市計画道路を見直した結果が反映されていると考えてよいか。

(建設局) 平成 25 年の 4 月に都市計画区域の廃止を告示。廃止部分は計画延長から除外、計画を現道幅員に戻すもの(拡幅を取りやめるもの)は整備済延長に反映しており、79%というのは見直しの結果を踏まえたものである。

(塚口座長) 今回 13 事業について、評価を A、B、C と分け、予算の確保の可否等を説明いただいているが、今年度の対象路線以外に A、B、C がどの程度あったか、お示しいただいたほうが議論しやすいが、いかがか。

(建設局) 重点整備路線・完了期間宣言防災路線については A 評価に該当するものとする。

B と C の割合についてはこの場では示し難いが、整理は可能。

(市政改革室) 再評価は5年毎の定点観測となるが、その間の毎年の動きを見える形にしなければ予算の中でどの程度事業費が必要かがわかりにくい。事務局としても、その点を検討していきたい。

(加茂委員) 事業継続AかBかが、重点整備路線か否かだけで分かっているような印象になっているが、それでよいだろうか。また、(工事を進捗させなくても)事業を継続しているだけでコストがかかっているということについても考慮いただきたい。

◇事業番号1 北野今市線整備事業

(高瀬委員) 昭和45年開始で工事進捗率58%となっているが完了に向けての見通しは。

(建設局) 天神橋筋6丁目の交差点改良を含めた工事に平成25年度から着手しており、今後、東側から西に向けて整備を行い、平成27年度までに整備完了予定。

◇事業番号5 東野田河堀口線(大手前)整備事業

(松島委員) 前回評価から用地取得率は変わっていないものの、残りは国有地で買収の見通しが立っているとのことだが、5年前でも見通しは立っていたのではないか。

(建設局) 対象の国有地が無地番であり、買収地を分筆する上で地番をつける必要があるが、広大な土地の境界を確定するという作業に手間取り時間を要した。現在は、地番設定が完了し、国との買取交渉を進めている。

◇事業番号6 田辺出戸線(長吉出戸)整備事業、事業番号7 長吉線整備事業

(水谷委員) 着手した事業は早期に完了しなければ市民に不利益を与える懸念が有る。

完了間近の事業は評価Aとして早期に完了したほうがよいのではないか。

(建設局) 残余事業は一部区間の歩道のみで、既に一定の効果を発現しているため、評価Bと考えている。

(水谷委員) 終了可能なものは早期に完了して、新たに必要なものを加え、街路事業全体が進捗していることを示すべきである。

◇事業番号8 尼崎平野線(山王)整備事業

(水谷委員) 昭和50年の開始で未だに終わっていないが、休止・見直し等を検討すべきなのか、そうでなければ、評価を上げ、早期に完了すべきでないか。

(建設局) 他の重点整備路線の収束を待つまで十分な予算を確保できるような見通しはない。ただし、密集市街地の防災骨格を形成する路線であり、限定的な実施にはとどまるが、粛々と事業を進める必要がある。

◇事業番号13 中之島歩行者専用道2号線整備事業

(水谷委員) 中之島地域の重要度から評価を上げてもいいのではないか。

(建設局) 中之島5丁目地区の開発計画に大きく影響されるため、それらの方向性を見極めた上で整備を行いたい。

◆建設局より次の都市公園事業4事業について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

◇全般

(角野委員) 評価Cの事業については、用地取得の申し出があれば買取対応するのか。

(建設局) 事業認可を受けており、申し出があれば買い取らなければならない。

◇事業番号15 鶴見緑地事業

(塚口座長) 評価をBとしているのは、予算面以外にも理由があるのか。

(建設局) 一部、事業者が決まっておらず再公募を行う区域が有り、完了時期を宣言することまでは困難なため、B評価としている。

◆都市整備局より次の土地区画整理事業について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

◇事業番号 19 三国東地区土地区画整理事業

(松島委員) 事業促進を図る手法の検討を行っているという記載があるが、具体的な取り組み内容を教えていただきたい。

(都市整備局) 長屋等大規模借地の同時移転について協議が整えば一度に大量の移転が可能。

また、コンピューターを活用した移転の執行管理を今年度から導入して厳格に行うとともに、事業遅延のおそれが生じた場合、法的措置の積極的な活用を検討する。

◆本日議論した 19 事業についてのとりまとめ

各事業の自己評価結果について、資料の補足を求める必要が有るか、また、妥当でない点等がないか、各委員より意見を聴取した。

◇総括

- 個々の事業を評価するにあたり、(他の事業の推移等)背景にある大きな流れを踏まえておかないと判断を誤るおそれがある。
- 最終的な意見は、残りの 6 事業の評価との整合性、予算の執行状況等を勘案のうえ、第 3 回に取りまとめる。

《予算の執行状況等に係る追加資料については、別紙のとおり》

◇事業番号 6 田辺出戸線(長吉出戸)整備事業、事業番号 7 長吉線整備事業の評価の妥当性にかかる意見

- 事業進捗 99%、用地取得・予算確保の目途があり、平成 26 年度の完成を見込めることから、B から A へ評価を引き上げる方が良いのではないかと。

◇事業番号 8 尼崎平野線(山王)整備事業の評価の妥当性にかかる意見

- 昭和 50 年からスタートしている事業であり、かつ、密集市街地につき、速やかに事業進捗させるべく C から B に評価を引き上げて良いのではないかと、予算の情報を得たうえ、第 3 回会議で意見として取りまとめる。

◇事業番号 9 生野線整備事業の評価の妥当性にかかる意見

- 密集市街地につき、速やかに事業進捗させるべく C から B に評価を引き上げて良いのではないかと、予算の状況も考慮し、第 3 回会議で意見として取りまとめる。

◇全事業にかかる追加資料の要求

- 過去に評価した事業の進捗状況

◇街路事業・道路事業・都市公園事業について追加資料の要求

- 現在の重点整備路線完了後の次なる重点路線の考え方
- 事業を長期間継続することにより生じる支出、土地を活用できないことによる逸失利益(固定資産税等)、及び市民へ与える印象に対する考え方

◇事業番号 13 中之島歩行者専用道 2 号線整備事業の調書への補足要求

- 当該事業単独で早期完了させず、中之島 5 丁目の開発に併せて進捗させるべき理由

(1) 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料についての説明・質疑応答

◆事務局および建設局より第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

- 資料1 平成25年度 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料別紙 修正調書 事業番号13 中之島歩行者専用道2号線整備事業
- 資料2 建設事業評価 再評価事業の進捗状況

◇街路事業の予算配分について

(松島委員) 予算に余裕があれば評価を上げるかどうかというところの参考にするため、再評価対象外の事業の事業費推移の理由等について説明いただきたい。

(建設局) 再評価事業費合計と総事業費との差額には、淀川左岸線事業(阪高との合併事業)、既に再評価事業として終了した事業、新規事業などがあり、事業の重要性からこれらにも予算が必要であり、この部分を削って再評価事業に配分することは難しい。

(2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

◆建設局より河川事業1事業・下水道事業3事業について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

◇事業番号22 城北川改修事業

(角野委員) 「今後の治水対策の進め方(H22.6)」で示された目標は、平成20年度の再評価時より下がったのか、厳しくなったのか。

(建設局) 元の目標は、1/100 確率降雨でも床下浸水しないというものであったが、現在は、1/10 確率降雨で床下浸水せず、1/30 確率降雨では床上浸水しないが床下浸水するというもの。お金も期間もかかるので、レベルを下げ、暫定的な目標を定めた。

(角野委員) 市民感覚からすると、H22よりも津波やゲリラ豪雨の危険度が高まっているように感じるが、あくまでもこのスタンスでやるということか確認したい。

(建設局) 震災対策については、今年、大阪府において堤防の液状化について検討されており、大阪市においても今後解析のうえ、対策を検討していく。

ゲリラ豪雨については、大阪市は内水域(下水道のポンプ等で河川に雨水を排水する必要がある区域)であるため、当事業の計画には影響しない。

(加茂委員) 費用便益分析で治水事業の中に環境整備が含まれた形で挙げられているが、環境や安らぎのコスト割合はどのくらいか。

(建設局) 河川法では治水・利水・環境が3本柱であり、治水だけでなく環境にも配慮した事業である。主たる費用は鋼管杭やコンクリート構造物の設置であり、環境の費用や割合についての数値が今、手元にない。(加茂委員) 一つ(治水)の目的で費用便益を出すのであれば、環境は付随的な効果として期待できるという書き方にするなど調書の表現を工夫するべきでは

(建設局) 環境整備についての内容を調書に反映させる。

(塚口座長) 例えば「治水経済調査マニュアル(案):国土交通省」で示されている考え方に沿ってB/Cを比較するなどの工夫をされてはいかがか。

◇下水道事業全般

(角野委員) 抜本的浸水対策の支出が減り、高度処理が新しく出て来ているが、高度処理を重視していくという方針なのか。

(建設局) 浸水対策というのは市民の安全、安心の確保のため非常に重要な事業で、事業費は今の財源の中で最大限確保している。その一方で水質保全についても法令等で水質の目標が規定されており、合流改善・高度処理についても一定の進捗を図る必要がある。

ただし、どちらが優先かといわれれば、安全安心の確保の優先度は高いと認識しており、総合評価で抜本的浸水対策のみを A としている。

(角野委員) 下水道事業決算の推移を見ると『その他』が最も多い。おそらく更新だと思うが、更新の事業を重点的に挙げる必要はなかったのか。

(建設局) 運営方針の中では重点的な戦略として当然位置づけているが、施設の単純改築は再評価の対象外のため、評価対象としていない。

◆港湾局より土地造成事業2事業について、資料に沿った説明の後、質疑応答を行った。

◇事業番号 20 第6貯木場土地造成事業の B/C について

(塚口座長) 第6貯木場の B/C について、輸送便益が 4.3 億円から 6.2 億円に上がったという部分の積算根拠を示して欲しい。

(港湾局) 時点修正のみ

(塚口座長) B/C の 1.18 を求めるときにはどの輸送コストが使われてるのか、口頭ではわかりにくいため、どのように計算したのか示してください。

◆本日議論した6事業についてのとりまとめ

各事業の自己評価結果について、資料の補足を求める必要が有るか、また、妥当でない点等がないか、各委員より意見を聴取した。

◇事業番号 22 城北川改修事業にかかる調書修正の要求

- 城北川改修事業における環境分(遊歩道整備等)の取り扱いについて、明確に把握できるよう、調書を修正すること。

◇土地造成事業にかかる追加資料の要求

- 土地造成事業にかかる費用便益の算出手法がわかりにくいため補足すること。